

平成20年度会計に係る
定期監査の結果に関する報告書

平成21年11月

島根県監査委員

監 第 9 4 号
平成21年11月9日

島 根 県 議 会 議 長
島 根 県 知 事
島根県教育委員会委員長
島根県公安委員会委員長
島根県人事委員会委員長
島根県労働委員会会長

} 様

島根県監査委員 井 田 徳 義

島根県監査委員 和 田 章一郎

島根県監査委員 山 崎 悠 雄

島根県監査委員 山 川 博 司

平成20年度会計に係る定期監査の結果に関する報告及び意見について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき平成20年度会計に係る定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、平成22年9月末日までに行ってください。

目 次

一般会計及び特別会計

第1	監査の概要	1
1	監査の対象事務	1
2	監査の実施方法	1
3	監査実施機関	1
4	監査実施期日	1
第2	監査結果の総括	2
1	監査結果の概要	2
2	指摘事項	4
3	指示事項の主なもの	6
(1)	収入関係事務	6
(2)	支出関係事務	6
(3)	契約関係事務	6
(4)	財産関係事務	7
4	重点的監査事項	8
(別紙1)	平成20年度会計監査実施機関及び実施期日(本庁等)	10
(別紙2)	〃(地方機関)	11

企業会計

第1	監査の概要	12
1	監査の対象事務	12
2	監査の実施方法	12
3	監査実施機関及び実施期日	12
第2	監査結果の総括	13
1	監査結果の概要	13
2	指摘事項	14
3	指示事項の主なもの	14
(1)	収入関係事務	14
(2)	支出関係事務	14
(3)	契約関係事務	15
(4)	財産関係事務	15

一般会計及び特別会計

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成20年度の一般会計及び特別会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象機関から選定した機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関

本庁等については全機関とし、地方機関については原則として隔年で実施することとして実施機関を決定した。

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数
本 庁 等	75	75
地 方 機 関	146	70
計	221	145

4 監査実施期日

本 庁 等 平成21年7月22日から8月26日まで(別紙1 10ページのとおり)
地方機関 平成21年1月14日から2月16日まで及び
平成21年6月 2日から6月24日まで(別紙2 11ページのとおり)

第2 監査結果の総括

1 監査結果の概要

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、下表のとおり是正、改善を要するものがあった。

指摘事項（※1）は5件であった。各部（局）ごとの指摘事項については第2の2（4ページ）に記載のとおりである。

指示事項（※2）は305件で、収入関係と支出関係が多数を占めている。指示事項のうち主なものは第2の3（6ページ）に記載のとおりである。

（単位：件）

区 分	予算関係	収入関係	支出関係	契約関係	工事関係	財産関係	合 計
指 摘	0	0	1	3	0	1	5
指 示	0	99	86	47	1	72	305
合 計	0	99	87	50	1	73	310

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに、県報掲載により公表する。

指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、その他改善を要すると認められた軽微な事項については、該当する機関に対し口頭で注意した。

指摘、指示事項に該当する機関にあつては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 県に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は、「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

2 指摘事項

(1) 政策企画局

指摘事項はなかった。

(2) 総務部

指摘事項はなかった。

(3) 地域振興部

指摘事項はなかった。

(4) 環境生活部

指摘事項はなかった。

(5) 健康福祉部

指摘事項はなかった。

(6) 農林水産部

① 契約事務が適当でないもの

濃硫酸の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号により契約書を作成しなければならないにもかかわらず、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託契約書が作成されていなかった。

(東部農林振興センター松江家畜衛生部)

② 不法占用されているもの

平成18年度監査で指摘したにもかかわらず、浜田漁港施設において占用許可を受けず不法占用となっている建物等が、依然として存在している。

(浜田水産事務所)

(7) 商工労働部

指摘事項はなかった。

(8) 土木部

① 契約事務が適当でないもの

しまね建築・住宅コンクールパンフレット作成印刷製本契約（契約金額420,000円）について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならぬにもかかわらず、徴されていなかった。

（建築住宅課）

(9) 出納局

指摘事項はなかった。

(10) 議会事務局

指摘事項はなかった。

(11) 教育委員会

① 支出事務が適当でないもの

ノートパソコン賃借料について平成20年度予算により四半期ごとに分割支払いがされていたが、第4四半期分の賃借料が平成21年度予算から支払われていた。

（文化財課）

② 契約事務が適当でないもの

危険物保管庫設置契約（契約金額313,740円）について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならぬにもかかわらず、徴されていなかった。

（矢上高等学校）

(12) 公安委員会

指摘事項はなかった。

(13) 人事委員会事務局

指摘事項はなかった。

(14) 監査委員事務局

指摘事項はなかった。

(15) 労働委員会事務局

指摘事項はなかった。

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

① 調定事務

使用料、納付金等の収入について、調定する時期が遅延しているものなどがあつた。

② 収納事務

使用料、負担金等の収入について、納入期限までに収入されていないものが多数あつた。

(2) 支出関係事務

① 支出手続

ア 賃金や謝金等の支払いに係る執行伺で、積算根拠が不明確なものなどがあつた。

イ 契約等の支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為票を起票し、出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、起票が著しく遅延しているものが多数あつた。

ウ 重要な支出について出納機関に対する事前協議がされていないものがあつた。

② 精算事務

資金前渡金、概算払金の精算手続が遅延しているものがあつた。

③ 支出の諸帳簿

資金前渡整理簿に記載されていないもの、金額や日付が誤っているものなどがあつた。

(3) 契約関係事務

① 契約方法

業務委託、備品購入等の執行伺で、予定価格の積算根拠が不明確なものがあつた。

② 契約事務

業務委託契約書、賃貸借契約書等で、会計規則や標準契約書で規定されている基本的な事項の一部（履行遅滞、損害賠償、違約金等）が記載されていないものなどがあった。

(4) 財産関係事務

① 公有財産の管理

行政財産の目的外使用許可や借受建物に係る、行政財産使用許可台帳及び借受財産台帳の記載漏れなどがあった。

② 物品の管理

個々の職員が専用している備品の使用責任者は、個々の職員を指定すべきであるにもかかわらず、一括して特定の職員とされているものや、職員の異動に伴う使用責任者の指定の変更がされていないものがあった。

4 重点的監査事項

(1) 監査の内容

平成20年度会計の定期監査の実施にあたっては、次の項目について特に留意して監査を実施した。

- ① 税外収入の債権管理について
- ② 需用費等の執行について
- ③ 重要物品の管理について

(2) 監査結果の概要

① 税外収入の債権管理について

平成20年度には、健康福祉部における一部貸付金の管理事務について、不適切な処理事例が明らかになる一方、税外収入に係る債権管理について「島根県債権管理マニュアル」が策定されたこと等も踏まえ、一連の債権管理事務の処理状況について確認した。

この結果、いくつかの所属で、正規の督促状が発送されていない事例や債権管理簿の整理が十分に行われていない事例等が見受けられたので、別添のとおり意見を提出する。

② 需用費等の執行について

都道府県等における国の補助事業に係る事務費の会計処理が会計検査院から指摘されている中で、事務費のうち、需用費・旅費・賃金の執行状況について確認した。

需用費については、平成20年12月に会計管理者から通知のあった「予算執行の適正化への取組について」で示された、物品の購入に際しての納品書の徴取、その内容を確認した上での收受印押印の義務付け及び支出証拠書への貼付が徹底されているかについて確認した。

この結果、いくつかの地方機関において收受印のないものや納品書のないものが見受けられたので、今後通知の趣旨の徹底を図っていく必要がある。

なお、大量に使用されるコピー用紙について、使用の実態と購入の状況につ

いて確認した結果、概ね使用実態に対応する購入がされており、購入枚数と使用枚数の間に不合理さは認められなかった。

また、旅費と賃金については、旅行命令（報告）、任用通知書、就労証明書、振込先口座等を確認したが、いずれも実態のない支出は認められなかった。

③ 重要物品の管理について

物品のうち、今回は購入価格200万円以上の重要物品に限定して、取得手続き、管理、処分等の一連の事務処理状況について確認するとともに、各所属における重要物品整理票(台帳)と現物との照合の状況や利用状況等について確認した。

この結果、重要物品の取得、管理、処分の手続きについては、概ね適正に行われていると認められた。

また、重要物品の利用状況については、利用頻度が極端に低いものも見受けられたがその大半は、今後各所属において廃棄等の処分を行う予定とされていた。

今後、重要物品の管理については、定期的な点検を行い適正管理に努めるとともに、その処分に当たっては、売却、管理換等についても検討する必要がある。

平成20年度会計監査実施機関及び実施期日（本庁等）

〔一般会計及び特別会計〕

区 分	監査実施機関	監査実施期日	区 分	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局 (4)	政策企画監室	平成21年8月19日	商工労働部 (7)	商工政策課	平成21年8月20日
	秘書課	平成21年8月18日		観光振興課	平成21年8月5日
	広聴広報課	平成21年8月18日		しまねブランド推進課	平成21年8月18日
	統計調査課	平成21年8月19日		産業振興課	平成21年8月18日
総務部 (7)	総務課	平成21年8月6日		企業立地課	平成21年8月19日
	人事課	平成21年8月26日		中小企業課	平成21年8月25日
	財政課	平成21年8月26日		雇用政策課	平成21年8月25日
	税務課	平成21年7月24日	土木部 (13)	土木総務課	平成21年8月19日
	管財課	平成21年7月28日		技術管理課	平成21年7月22日
	営繕課	平成21年7月23日		用地対策課	平成21年7月22日
	消防防災課	平成21年7月29日		道路維持課	平成21年7月23日
地域振興部 (5)	地域政策課	平成21年8月19日		道路建設課	平成21年7月24日
	市町村課	平成21年8月19日		高速道路推進課	平成21年7月23日
	情報政策課	平成21年8月18日		河川課	平成21年7月29日
	交通対策課	平成21年8月25日		斐伊川神戸川対策課	平成21年7月28日
	土地資源対策課	平成21年8月20日		港湾空港課	平成21年8月5日
環境生活部 (6)	環境生活総務課	平成21年8月20日		砂防課	平成21年8月6日
	人権同和対策課	平成21年7月29日		都市計画課	平成21年8月18日
	文化国際課	平成21年8月20日		下水道推進課	平成21年7月28日
	自然環境課	平成21年8月25日		建築住宅課	平成21年7月30日
	環境政策課	平成21年8月25日	出納局	平成21年8月20日	
	廃棄物対策課	平成21年8月26日	企業局	平成21年7月14日	
健康福祉部 (8)	健康福祉総務課	平成21年8月5日	議会事務局	平成21年8月25日	
	地域福祉課	平成21年7月22日	教育委員会 (9)	教育庁総務課	平成21年8月6日
	医療対策課	平成21年7月23日		教育施設課	平成21年7月22日
	高齢者福祉課	平成21年7月24日		高校教育課	平成21年7月23日
	健康推進課	平成21年7月28日		義務教育課	平成21年7月24日
	青少年家庭課	平成21年7月29日		保健体育課	平成21年7月24日
	障害者福祉課	平成21年7月30日		生涯学習課	平成21年7月28日
	薬事衛生課	平成21年7月30日		人権同和教育課	平成21年7月29日
農林水産部 (9)	農林水産総務課	平成21年8月6日		文化財課	平成21年7月30日
	農業経営課	平成21年7月22日		福利課	平成21年8月5日
	農畜産振興課	平成21年7月22日	公安委員会	警察本部	平成21年8月20日
	農村整備課	平成21年7月23日	人事委員会事務局	平成21年8月6日	
	農地整備課	平成21年7月24日	監査委員事務局	平成21年8月26日	
	林業課	平成21年7月28日	労働委員会事務局	平成21年8月6日	
	森林整備課	平成21年7月29日			
	水産課	平成21年7月30日			
漁港漁場整備課	平成21年8月5日	合計	75機関		

(注) しまねブランド推進課は商工労働部に記載した。

平成20年度会計監査実施機関及び実施期日（地方機関）

[一般会計及び特別会計]

区 分	監査実施機関	監査実施期日	区 分	監 査 実 施 機 関	監査実施期日
総務部 (6)	東京事務所	平成21年1月22日		少年自然の家	平成21年1月28日
	隠岐支庁 隠岐保健所	平成21年6月17日		安来高等学校	平成21年6月18日
	同 県土整備局	平成21年6月16日		松江南高等学校	平成21年6月 4日
	東部県民センター	平成21年6月10日		松江商業高等学校	平成21年6月 4日
	同 出雲事務所	平成21年6月11日		大東高等学校	平成21年1月15日
	自治研修所	平成21年6月18日		横田高等学校	平成21年6月 3日
環境生活部	美 術 館	平成21年1月14日		飯南高等学校	平成21年2月16日
健康福祉部 (7)	西部福祉事務所	平成21年2月10日		平田高等学校	平成21年1月20日
	松江保健所	平成21年6月 2日		出雲高等学校	平成21年6月 9日
	浜田保健所	平成21年1月27日		出雲工業高等学校	平成21年1月22日
	益田保健所	平成21年6月10日		出雲商業高等学校	平成21年1月22日
	中央児童相談所	平成21年6月 2日		大社高等学校	平成21年6月11日
	心と体の相談センター	平成21年1月14日		大田高等学校	平成21年2月 3日
	食肉衛生検査所	平成21年2月 3日		矢上高等学校	平成21年2月 4日
農林水産部 (11)	東部農振農業普及部安来事務所	平成21年1月14日		江津工業高等学校	平成21年1月28日
	同 松江家畜衛生部	平成21年1月15日		浜田高等学校	平成21年2月10日
	同 中海干拓営農部	平成21年1月15日		浜田商業高等学校	平成21年6月 9日
	同 雲南事務所	平成21年6月 3日		浜田水産高等学校	平成21年1月27日
	同 出雲家畜衛生部	平成21年1月14日		益田高等学校	平成21年6月 4日
	西部農林振興センター 県 央 事 務 所	平成21年6月11日		益田翔陽高等学校	平成21年1月20日
	同 益田事務所	平成21年6月10日		隠岐島前高等学校	平成21年6月23日
	農業技術センター	平成21年6月 9日	松江ろう学校	平成21年1月30日	
	松江水産事務所	平成21年6月10日	出雲養護学校	平成21年1月22日	
	浜田水産事務所	平成21年1月27日	浜田養護学校	平成21年2月10日	
	水産技術センター内水面浅海部	平成21年1月14日	益田養護学校	平成21年1月21日	
	商工労働部 (4)	大阪事務所	平成21年2月 3日	隠岐養護学校	平成21年6月24日
広島事務所		平成21年6月 2日	松江清心養護学校	平成21年1月20日	
産業技術センター		平成21年6月 2日	江津清和養護学校	平成21年1月28日	
松江高等技術校		平成21年6月 4日	松江緑が丘養護学校	平成21年1月15日	
土木部 (4)	松江県土整備事務所	平成21年6月18日	公安委員会 (6)	雲南警察署	平成21年2月 5日
	浜田県土整備事務所	平成21年6月18日		出雲警察署	平成21年6月 3日
	出雲空港管理事務所	平成21年6月18日		川本警察署	平成21年2月10日
	宍道湖流域下水道 管 理 事 務 所	平成21年6月10日		浜田警察署	平成21年6月 9日
教育委員会 (31)	出雲教育事務所	平成21年6月11日		益田警察署	平成21年1月20日
	西部生涯学習推進センター	平成21年1月28日		隠岐の島警察署	平成21年6月16日
			合 計	70機関	

企業会計

第1 監査の概要

1 監査の対象事務

平成20年度の企業会計（病院事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、水道事業会計、宅地造成事業会計）に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的であるか否かについて実施した。

2 監査の実施方法

監査対象5機関の監査は実地監査とし、職員の調査結果及び監査資料等により事務処理の実態を調査し、機関の長から説明を受けた。

3 監査実施機関及び実施期日

監査実施機関	監査実施期日
中 央 病 院	平成21年7月17日
こころの医療センター	平成21年7月17日
企 業 局 本 局	平成21年7月14日
企 業 局 東 部 事 務 所	平成21年7月14日
企 業 局 西 部 事 務 所	平成21年7月15日

第2 監査結果の総括

1 監査結果の概要

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、次表のとおり是正、改善を要するものがあった。

指摘事項はなかった。

指示事項は16件で、収入関係、支出関係、契約関係などであった。指示事項のうち主なものについては第2の3（14ページ）に記載のとおりである。

(単位:件)

区 分	収入関係	支出関係	契約関係	財産関係	合 計
指 摘	0	0	0	0	0
指 示	5	4	5	2	16
合 計	5	4	5	2	16

指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、その他改善を要すると認められた軽微な事項については、口頭で注意した。

指摘、指示事項に該当する機関にあつては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

2 指摘事項

(1) 中央病院

指摘事項はなかった。

(2) こころの医療センター

指摘事項はなかった。

(3) 企業局本局

指摘事項はなかった。

(4) 企業局東部事務所

指摘事項はなかった。

(5) 企業局西部事務所

指摘事項はなかった。

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

① 調定事務

使用料の収入について、調定する時期が遅延しているものなどがあった。

② 収納事務

医療費の個人負担分で未収になっているものが多数あった。

(2) 支出関係事務

① 支出手続

ア 消耗品や備品の購入について、積算根拠や機種選定理由などの記載が不十分なものがあった。

イ 日帰りの旅行で、旅行命令簿に用務時間が記載されていないものがあった。

(3) 契約関係事務

① 契約方法

業務委託契約で、一者随意契約の理由が不明確なものがあった。

② 契約事務

長期継続契約書で、翌年度以降の予算に関する記載がなかったものや、資材購入契約書で仕様書が添付されていないものがあった。

(4) 財産関係事務

① 物品の管理

各職員が使用するパソコンについて、使用責任者が特定の職員とされていたものがあった。

平成20年度会計に係る定期監査の結果に関する報告書

平成21年11月発行

島根県監査委員

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 県庁分庁舎

島根県監査委員事務局

TEL(0852)22-5442

FAX(0852)22-6212

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp

この刊行物は、環境にやさしい再生紙を使用しています。